

## 【事 例】 こんな時には、保護者の申請により指定校の変更ができます。

### 1. 金沢市内間の転居により校区が変わってしまうが、今までどおりの学校に通学させたい。

⇒ 市内間で転居する場合、希望すれば卒業まで、今までどおりの学校に通うことができます。  
転居の届出をする市民課、市民センターの窓口で、口頭で申し出てください。

### 2. 家の新築等により、市内の他の校区に移る予定があるため、あらかじめ転居先の学校に転校させたい。

⇒ 住宅の新築、改築、売買等により転居することが確定していて、転居予定地の校区の学校へ通うことを希望する場合、申請のあった日又は学期の当初から 6 カ月先まで、学校の変更が認められます。なお、やむを得ない事情により、6 ヶ月を超えても、転居届を提出できない場合には、再度、手続きが必要となります。

#### 【対象の変更】

### 3. 保護者が働いており、放課後子供が一人になってしまうので、親類や児童クラブ等に子供を預けている。預け先の校区で通学させたい。

⇒ 住民登録地で、昼間保護する者がなく、預かり先等のある校区の学校、あるいは保護者が勤務する校区の学校を希望するときは、学校の変更が認められます。

変更点 平成 28 年 4 月から、対象は小学校の新入学生及び在校生のみです。  
(中学校の新入学生及び在校生は対象外)

#### 【対象の拡大】

### 4. 子供は来年小(中)学校 1 年生になるが、他の校区の学校に通っている兄・姉と一緒に学校へ通学させたい。

⇒ 在学中の兄・姉がいる場合で弟・妹が兄・姉の在学を希望するときは、学校の変更が認められます。

変更点 指定校変更申請時に、兄・姉が最終学年(小学校 6 年生又は中学校 3 年生)の場合も、学校の変更が認められます。

### 5. 指定された A 小学校ではなく、家から近い B 小学校に通学させたい。

⇒ A 小学校の正門から家までの通学路の距離が、2km (中学校の場合は 4km) を超えており、B 小学校の正門から家までの距離が A 小学校までの距離の 1/2 以下である場合に、B 小学校に変更することができます。(通学距離の計測は教育委員会で行いますので、ご相談ください。)

**【新たな許可基準】**

**6. 子供は A 中学校の教育活動に参加することを強く希望している。  
ぜひ、A 中学校に進学させたい。**

⇒ 特色ある教育活動（地域の特色を活かした学習、小中一貫教育の実践、特色ある学校行事、部活動等）を行う中学校を希望する場合、具体的な希望理由を書いた作文を提出し、学校での面談、教育委員会の審査を経て、適当と判断された場合に、学校の変更が認められます。

**【新たな許可基準】**

**7. 中学校の校区が変更になったが、変更前の中学校に進学させたい。**

⇒ 平成28年4月から中学校の校区が変更になった区域に住む児童は、変更前の中学校へ進学できます。ただし、平成33年度までの措置とします。

- 中村町小学校区の一部 … 変更前の高岡中学校へ進学できます
- 十一屋小学校区の一部 … 変更前の城南中学校へ進学できます

**8. 子供は、来年、中学校1年生になるが、小学校のときに指定校の変更をしている。  
中学校も住所地の指定校ではなく、通学している小学校区の中学校に入学させたい。**

⇒ 指定学校変更により、在籍する小学校の指定中学校を引き続き希望する場合、卒業までの期間、学校の変更が認められます。